

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「この法人」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、この法人の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本連盟の理事、監事、評議員、名誉会議議員、本規程において、規律の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下、「役職員等」という。）に適用する。

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 この法人は、その目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらねばならない。

(社会的信用の維持)

第4条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規定その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第6条 この法人の役職員等は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 この法人の役職員等は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示し、その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員や寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第10条 この法人の役職員等は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(セーフ・フロム・ハーム)

第11条 この法人の役職員等は、スカウト運動が取り組む人権の保護を目的とした「セーフ・フロム・ハーム」のガイドラインを遵守しなければならない。

(規程遵守の監視)

第12条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟設立登記の日から施行する。

平成29年3月14日一部改正 評議員会で承認